

第5回 大阪府・大阪市税務事務連携協議会 概要

開催日時：平成25年12月17日（火） 13:30～13:50

場所：大阪府咲洲庁舎18階 第1会議室

出席者：会長	加藤 信二（大阪府財務部税務局長）
副会長	古屋 和彦（大阪市財政局税務総長）
大阪府財務部税務局	芦田 善仁（税政課長）
	牧本 衛（徴税対策課長）
	西田 隆（徴税対策課事業税補佐）
	井上 慎一（徴税対策課自動車税補佐）
	長田 喜夫（徴税対策課地方税徴収向上補佐）
大阪市財政局税務部	粟屋 千恵子（管理課長）
	小林 隆（課税課長）
	山田 秀彦（収税課長）

会議の概要：

1 開会

2 議事

(1) 法人関係申告窓口の実施状況について

●サービス向上部会から資料説明（資料1）

- ・現在中央府税事務所におきまして府と市の法人関係申告受付窓口の併設をしておりますが、その実施状況について報告いたします。4月10日にスタートして以降、8ヶ月が経過いたしますが大きな混乱もなく実施しています。課題となっておりました繁忙期の対応につきましては春4、5、6と11月に特設会場を設けさせていただき受付を行いました。特設会場へのご案内が課題になっていましたが、私どもが窓口委託をしています民間事業者から提案を受けまして、案内人を4名から5名を配置して、また案内のビラ、ポスターを庁舎内に貼り、混乱を発生させないように改善しています。
- ・受付件数は、(2)①にお示した通りですが、中央府税事務所につきましては法人業務の集中化に伴いまして、4～11月の数字は対前年比が大幅に増加している状況。大阪市においては、船場法人市税事務所（分室）と書いているのが中央府税事務所に設置しているもの。見ていただきます通り25年4～11月の受付件数が21,600件で船場法人市税事務所の8,100件に比べまして多くの方々にご利用いただいております。
- ・(2)②納税証明書の発行につきましても、船場市税法人事務所（分室）においても一定数ご利用いただいております。
- ・(3) 成果につきまして、こういった数字にあらわれております通り、市民のみなさまに浸透して行っていると思っております。市税事務所全体の受付件数が33,700件、そのうち分室が21,600件、約65%になり、多くの方に利用していただいております。
- ・最後に今後の取組としては、5月11月等の繁忙期につきまして、特設会場を設けていますが、その他の月末についても来庁者がたくさんおられるということで、引き続き来庁者のスムーズな受付ということで府市で協議をしていながら、効率的な体制、スムーズな案内をできるようにしていきたいと思っております。

●主な質問・意見等

特になし。引き続きよろしく願いたい。

(2)法人関係共同調査業務の進捗状況、(3)個人住民税の適正課税の推進等に関する取組状況について

●課税部会から資料説明（資料2）

- ・まず、府市の法人関係共同調査業務の進捗状況につきまして、法人の市民税・府民税は地方税法上、事業を行うために必要な事務所・事業所を設置した法人に対して課税するもので、市内又は府内に新たに設置した法人など、納税義務者は基本的に府市とも同じもので、そのことから納税義務者の捕捉のために府市がそれぞれ保有している情報を有効活用して、24年10月から共同して事務所の開設申告書の提出の懇憑（しょうよう）を行ったところですが、今年度も、府が懇憑（しょうよう）する場合には市民税の届出書を、また市が懇憑（しょうよう）する場合には府民税の届出書をそれぞれ手続き案内文書に同封して送付することとし、納税義務者の把握を効率的に実施する取組みを行ったところですが。
- ・今年度の進捗につきましては、25年11月時点の状況ですが、共同で懇憑（しょうよう）を実施した件数はあわせて360件、新規登録した件数が188件となっています。この差172件につきましては、現在事務が進行中で、開設申告書の提出を懇憑（しょうよう）中のものか、すでに撤退し、事務所に当たらないのも含まれています。
- ・その他の取組状況として、効率的な賦課事務に資するため、事務所・事業所の認定における課題整理、事例集の策定に向けた勉強会の定期的な実施。また、府市の事務担当者を対象とした法人住民税に係る合同研修会の実施を予定しています。具体的には、全国の都道府県が参加して開催されている法人関係税の研修に大阪府が参加しており、その内容についての研修を2月中旬に予定しています。その後それを踏まえて事務所・事業所の認定につきまして、こういった基準作りが必要か、府市共同で検討会を実施したいと考えています。法人関係の共同調査に関しましては以上のとおりです。
- ・続きまして、個人住民税の適正課税の推進等に関する取組状況につきましては、個人住民税は府市にとって非常に重要な税源のひとつで、今までから、制度の周知に関する広報など、連絡調整を行ってきたところですが、今年度から個人住民税の適正課税の推進等に関しての検討を開始してきましたところですが、その状況ですが、府市共同で7月にワーキンググループを設置し、個人住民税特別徴収制度の広報手法について検討を行い、特別徴収未実施事業者への府市連名での特別徴収の依頼文書の送付や年末調整説明会での広報活動など共同取組を実施することとしました。具体的には、1点目として、特別徴収の未実施事業者、一定規模以上の事業所に対する府市連名の依頼文書の送付は、担当しています大阪市の船場法人市税事務所から送付し、電話勧奨を8月中旬から10月末まで847件について実施したところですが。2点目は毎年国（税務署）と市が合同で行っております年末調整説明会で市が説明する部分において特別徴収の勧奨や説明会会場での広報チラシの共同配付を25会場のうち7会場において実施。関係団体への広報誌掲載への協力依頼を大阪府では、近畿税理士会・大阪府社会保険労務士会などに行いました。大阪市では、商工会議所でのポスター・チラシの設置、大阪産業創造館などにおいて行われている事業者が参加するイベントでの広報チラシの配付などを行ったところですが。課税部会の説明は以上のとおりです。

●主な質問・意見等

（大阪市）360件の実施は、これは府市の両方に届出のない法人に対して開設届を出していただきと懇憑（しょうよう）した件数を示すものですか？

○大阪府にも大阪市にも府民税・市民税の届出がなされていない登録のない法人に対して、共同して懇憑（しょうよう）した件数です。

(大阪市)片方にだけ届出がないというのは、府に届出して市にはない、市に届出して府にはないとか、そういう場合も生じるのか？

○手続きが進行中でばらつきはある。また大阪市には届出して大阪府に届出がないというのは見受けられます。制度上の要因として、大阪府は法人の府下の主たる事務所所在地での登録となりますが、大阪市の場合は、法人の従たる事業所も対象となりますので、このような場合については大阪市には提出分としてカウントされ、大阪府にカウントされないこととなります。

(大阪市)制度上の相違は、均等割の関係ですか？

○そうです。そういった相違が見受けられます。

(大阪市)それはある意味、市には届出が必要で府には必要でないということにつながっています。

○納税義務者としての対象は同じであるが、府と市とで課税の単位が異なるといった違いによるものです。

(大阪市)そのような相違はあまりないと思っただいのか。

○24年10月以降から実施した調査の中ではほとんど相違はありませんでした。

(大阪市)確認したかったのは、申告受付件数が去年までなら、市内合計で府が38,000件、市が34,000件となっている。電子申告分が別にあるから、差があつて当然だが、電子申告される人は片方が電子申告、片方が紙というのはあまり考えにくく、何故、申告受付件数に差があるのか、何か要因があるのかと思つた。共同調査の対象事案に関しては、それはあまりなかったということか。

○そうです。

議題4 合同滞納整理業務の進捗状況について

●徴収部会から資料説明(資料3)

- ・(1)府市の重複滞納事案を合同で処理する大阪府・大阪市合同滞納整理特別対策チームは、24年10月から同チームを設置し業務を行っています。昨年度①に記載のとおり本庁間の職員で高額かつ処理が困難な事案につきまして取組を行い、第4回の協議会の中で取組状況については説明させていただきました。本年度も24年10月から取り組みしていますチームの未処理事案を継続して取組むということで、本庁間で取組を進めています。現在の進捗状況としては、25年11月末現在で処理税額は25年度当初(A)(B)府市それぞれ対象税額を記載させていただいていますが、府市併せて7億円の対象税額に対して今年度引き続き継続処理を進めています。24年10月に発足した当時については案件69件、税額9億4900万円の取組を行いました。今回未処理事案で一部固定資産税や毎年出てくるものを名寄せして若干徴収金ベースでは上乘せされていますが、今年度の発射台として25年度当初、6月1日時点では事案件数55件、府市併せて7億円を対象に取組を進めていくこととしております。25年11月末現在、進捗状況は、処理済額(C)欄に記載しているとおり、1億3500万円、処理率は府市併せて19.3%。今年度につきまして処理目標を昨年度は25%で立てましたが、今年度は30%で立てて、現在のところ19.3%の処理となっています。引き続き昨年度の事案ですので調査もどんどん進んでいるので、年度後半に向けてさらに処理の促進を図っていくことにつきまして徴収部会の中で確認しているところです。
- ・今年度の取組につきまして、合同滞納整理チームの事務所バージョンという形で、25年10月から中央府税事務所と船場法人市税事務所との間で、法人関係税の重複滞納事案を合同で処理する「中央・船場徴収班」を設置し、約300件を対象に処理を行っています。その間徴収部会としては、こういったものを取組むのか、こういった体制で取組むのか、処理目標をいくりに立てるかなどを8月1日、9月18日の2回徴収部会を開催して、取組みを決定しました。中央府税事務所と船場法人市税事務所との間で相互併任制度を活用しているので、相互の辞令交付式を10月1日に府庁別館10階南館で行いました。
- ・取組体制は、中央府税事務所と船場法人市税事務所で構成員はそれぞれ4名ずつ。25年11月末現在取組状

況は、相互に情報交換を図った結果、中央府税事務所は77件、船場法人市税事務所は28件の合計105件処理を行いました。今年度の処理目標は25%ですので、現在で既に35%の処理で目標を上回っているところですが、引き続き事務所間で情報交換を行って、さらなる処理の促進を図ってまいります。

●主な質問・意見等

(大阪市) 中央・船場徴収班の処理件数77件、28件はボリューム的にはどう思えばいいのか。

たくさんあるうちの一部の処理か、それともこれが1年間の相当数をしめているのか。

○重複しているものはかなりの数、倍ほどあるが、その中で実際に処理の見込めるものを抽出している。

(大阪市) 処理が見込めるものについてターゲットに絞ったのか？

○そうです。それぞれ処理状況が違っているので、処理状況が相違しているのをセレクトした。

(大阪市) 同じような事案はないということ。

○互いに分納中はやっても仕方がないので、そういう案件は実務的に選定の段階で除外を行った。

(大阪市) 調査とかに差がある案件をそれぞれが活用し、その件数がこれくらいだったということですか。というのは、来年以降を考えたとき、もうそれでほとんど終わりということなら、この取組みはどうするのかなと。

○事案には尽きない、船場は要員が少ないので、府に比べて進捗は遅い。中央府税事務所から情報はたくさんもらっているので、どんどんやるべしではあるが処理は遅れている。大丈夫である。

(大阪市) かなり助けてもらっているということですね。

(大阪府) 件数的には逆の要素がある。府の処理が進んでいるということは、市の情報を多くもらっているからこそ、と現場から聞いている。それぞれが相当数の件数を抱え、限られた人数で処理しているので、どうしても事案に濃淡が出る。その濃淡がでるのをお互いに補えることは非常に大きな効果。そういう意味で事案はたくさんあるし、今後さらに熟度を上げながらやっていく。我々は本庁ベースでは後れを取っているので、本庁ベースでも現場を見習ってさらに処理を進めていきたい。今後、非常に煮詰まった事案が大口ベースで出てきます。先だって実施しました府内市町村との合同公売で、大阪市の不動産が相当数売却されて、その結果、大阪府にもたくさんの配当をいただいている。そういうスケールメリットを使っていくような事案も多々でてくる。今後より悪質な事案となれば少し厳しい対応を送付でやっていくような事案もでてくる。そういう意味では心強いチームである。

(会長) (1)の合同滞納整理チームの分については、1月末現在では府の処理は引き続き市を下回っている。

11月末現在ではあるが、引き続き年度後半に向けて大阪市の処理率に近づけて、最後、目標を達成するよう精一杯頑張りたい。

●その他

・システム部会については、報告事項はないが日常業務の中で、関係グループと緊密に連携をしているときいている。

3 閉会